

## University Academic Repository

Adjustment of responding H1N1 Influenza pandemic : Case of Japan and the United Kingdom

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-03-18 キーワード (Ja): キーワード (En): H1N1 Influenza, JEL:H4 H51 I18 作成者: Izumi, Tetsuhiko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/260">https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/260</a>

## 研究論文

# 新型インフルエンザ発生に伴う即応計画修正

～日本とイギリスの対応～

Adjustment of responding to H1N1 Influenza pandemic

～Case of Japan and the United Kingdom～

和泉 徹彦

Tetsuhiko IZUMI

### <要 約>

2009年に世界で大流行した新型インフルエンザは豚インフルエンザ由来のH1N1ウイルスであった。事後的に季節性インフルエンザと比較して毒性が高くなかったことが判明したものの、致死性の高い新型インフルエンザを想定して策定された即応計画に基づいた対応がとられた。即応計画は市民の生命 safety と社会経済活動の継続を目的として策定されていた。時間の経過とともに社会経済活動に大きな影響を与える措置が見送られた。日本では当初、地域全体の集団感染防止を目的とした休校措置等がとられたが、その後は学校単位での学級閉鎖・学年閉鎖といった対応に改められた。イギリスではかかりつけ医（GP）制度があるため、抗インフルエンザ薬投与が有効な48時間以内の受診が困難である。そのため、「国家新型インフルエンザサービス」を稼働させて医療機関の受診無く抗インフルエンザ薬を入手可能なルートが開設された。ワクチン接種開始は想定通り約6ヶ月を要しており、それまでに非薬物的な手段での感染防止が重要である。つまり、新型インフルエンザが認知されてからワクチン接種まで感染のピークを遅らせるような対策が求められる。

### <キーワード>

新型インフルエンザ、H1N1 Influenza、パンデミック、公共経済、比較分析、公衆衛生、危機管理

JEL: H4 H51 I18

注記：本研究は、平成21年度「文部科学省 私立大学戦略的基盤形成支援事業（慶應義塾大学 G-SEC 戦略バイオセキュリティ）」に参加して得られた成果を一部反映している。

## はじめに

2009年4月にメキシコで新型インフルエンザ発生が確認された。時を追う毎に感染地域が拡大し2009年10月時点では全世界的に流行する局面に入っている。2009年6月に世界保健機関(WHO)はインフルエンザ警戒フェーズを世界的大流行=パンデミックを示すフェーズ6(「効率よく持続したヒト-ヒト感染が確立」した状態を表し、警戒水準の最高フェーズ)に引き上げたままとなっている。

新型インフルエンザがメキシコで発生したことに、感染症対策やバイオセキュリティに関する専門家の間では意外だという反応が見られた。数十年おきに発生している新型インフルエンザの次候補はH5N1に代表される鳥インフルエンザの変異型だという想定がされていたためである。鳥インフルエンザは東南アジアでの報告例が多く、ヒトに感染して致死的な症例も多く発生している。日本国内では養鶏場などで鳥インフルエンザの発生が確認されており、野鳥由来ではないかとの疑いがある。鳥インフルエンザの変異型がヒト対ヒトの感染力を獲得し、さらには一時的には高い致死率を有するのではないかという懸念がある。そのため、新型インフルエンザ対策として、各国で、あるいは国際協調として即応計画が策定されてきた。発生初期に対応するために世界保健機関は出先機関を通じて、鳥インフルエンザの発生状況の把握に努めてきた。その重点監視地域は東南アジア各国であり、メキシコは外れていた。

メキシコで発生した新型インフルエンザは豚インフルエンザ(Swine Flu)の変異型であることが確認されている。当初は致死率が高いと考えられる死亡例の報告が相次いだ。が、当地の医療事情を考慮に入れば低所得者に対する医療保障が十分ではなく、症状が悪化するまで医療機関を受診しなかった患者が多かったために死亡例が増えたと考えられる。先進国での感染流行が拡大するに従って、致死率は季節性インフルエンザとさほど変わらないことが確認されている。しかしながら、医療保障が十分ではない発展途上で感染流行が拡大すれば死亡例が増えることが危惧されており、感染予防のためのワクチン供与など国際的な支援の必要性が指摘されている。

本稿でとりあげる日本とイギリスはいずれも先進国であり、新型インフルエンザへの即応計画を危機管理の観点で事前策定していた国々である。この場合の新型インフルエンザは感染力が強く、致死率が高いために予防対策が不可欠であり、流行が拡大したフェーズにおいては社会の機能低下を引き起こすと想定されていた。そのため、社会の機能を維持するために事業継続計画(contingency plan)の策定を民間企業に求めることまで内容に含んでいる。これらの即応計画は経済活動に一定の制約を与えることもやむを得ないと考えられて策定されていた。2009年に発生し流行した新型インフルエンザは幸いにも季節性インフルエンザと同程度の致死率であることが事後的に判明したが、世界的な感染拡大の過程では海外からの渡航者全員を検疫して、感染の疑いがある人々を長期隔離するような施策が日本で実施さ

れた。流行が半年を経過した 10 月時点で感染者には自宅待機が指示されている対応とは大きな違いがある。日本政府がとった隔離措置は大げさで無意味なものであったのだろうか。結論から言えば、新型インフルエンザ対策で重要なのは感染のピークを遅らせるための時間稼ぎであり、隔離措置は一手段として有効だったと考えられる。

日本とイギリスにおける新型インフルエンザ発生に対して事前に準備されていた即応計画と、2009 年に発生し流行した H1N1 インフルエンザへの対応との間にはどのような修正があったのかを時系列で検証し、経済活動への影響が発生したかどうかについて比較分析の結果を示す。次期新型インフルエンザの発生確率は変化していないと想定され、感染力が強く、致死率が高い、鳥インフルエンザ変異型への備えが求められている。今回の対応によって対策の練り直しが示唆された部分もあり、即応計画に反映させていかなければならない。

## 日本の対応

### 事前即応計画

日本における「新型インフルエンザ対策行動計画（以下、行動計画）」が初めて策定されたのは 2005 年 12 月であり、最新の改訂は 2009 年 2 月に行われた。その基本原則は次の 2 つである。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会・経済を破綻に至らせない。

行動計画では、全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約 1,300 万人～約 2,500 万人（中間値約 1,700 万人）になると推計している。中等度（致死率 0.53%）の場合では、入院患者数の上限は約 53 万人、死亡者数の上限は約 17 万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 200 万人、死亡者数の上限は約 64 万人という推計もなされている。ただし、これは何の対策もとらなかった場合であることに留意すべきである。

行動計画の内容は 6 分野に分かれており、感染拡大の各フェーズにおいて具体的な行動が記された。

1. 実施体制と情報収集
2. サーベイランス
3. 予防・まん延防止
4. 医療
5. 情報提供・共有
6. 社会・経済機能の維持

経済活動への影響に関しては、6 番目の「社会・経済機能の維持」が注目される。国内発生早期、感染拡大期、まん延期、そして回復期のフェーズにおいては、全国的に事業者には

不要不急の業務の縮小に向けた取組を通じて職場での感染防止を図ることが求められる一方、社会機能の維持に関わる事業者には事業継続を要請している。そして、小康期には縮小していた業務の順次再開の検討を促すことにしていた。

このような不要不急の業務自粛要請がなされた場合には、経済活動に対して大きな影響が出るのが懸念される。当然のことであるが、自粛要請が行われる状況は感染拡大によってより大きな健康被害、人的損失が見込まれることが前提であり、その意味では業務自粛が徹底されなかった場合の経済活動への影響がより大きいと考えられる。

### 基本的対処方針により修正された行動計画

政府の新型インフルエンザ対策本部から2009年5月22日出された「基本的対処方針」は、「今回の新型インフルエンザの発生は、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識」を示しつつも、「①感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、②抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効である」という見方を示している。それを踏まえて、「①国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、②基礎疾患を有する者を守る」という目標を掲げ、「行動計画をそのまま適用するのではなく、この基本的対処方針により、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていく必要がある」という方針を示し、事実上の行動計画の運用修正を行った。

「基本的対処方針」により示された措置は次の通りである。

図表1 基本的対処方針

- |  |
|--|
| <p>一. 国内外の情報収集と国民への迅速かつ的確な情報提供を行う。</p> <p>(一) 国際的な連携を密にし、WHOや外国の対応状況等に関する情報収集に努力する。</p> <p>(二) 国内サーベイランスを強化し、各地の感染状況を迅速に把握するとともに、患者や濃厚接触者が活動した地域等の範囲について国民に迅速に情報提供を行う。</p> <p>二. 患者や濃厚接触者が活動した地域等において、地域や職場における感染拡大を防止するため、次の措置を講ずる。</p> <p>(一) 積極的疫学調査を徹底する。</p> <p>(二) 外出については、自粛要請を行わない。ただし、外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、混み合った場所でのマスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等を呼びかける。</p> <p>(三) 事業者や学校に対し、時差通勤・時差通学、自転車通勤・通学等を容認するなど従業員や児童・生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。</p> |
|--|

- (四) 集会、スポーツ大会等については、一律に自粛要請は行わない。ただし、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
- (五) 学校・保育施設等の臨時休業の要請についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。  
(「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。)
- (六) 事業者に対しては、事業自粛の要請を行わない。ただし、事業運営において感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請する。
- 三. 医療の確保についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。(「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。)
- 四. 患者や濃厚接触者が活動した地域等への抗インフルエンザウイルス薬、検査薬、マスク等の円滑な供給を関連事業者に要請する。
- 五. 患者や濃厚接触者が活動した地域等における国民生活の維持を図る。
- (一) 電気・ガス・水道、食料品・生活必需品等の事業者に対する供給体制の確認や事業継続に向けた注意喚起を行う。
- (二) 従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について、事業者に対し、配慮を行うよう要請する。また、医療従事者等の子ども等が通う保育施設等が臨時休業となった場合、保育等を確保するための方策を講ずる。
- (三) 在宅の障害者や高齢者等について、必要に応じ状況を踏まえて支援を行う。
- 六. パンデミックワクチンの早急な開発・製造に取り組む。
- 七. 今回のウイルスの特徴を踏まえ、水際対策のあり方を見直す。
- (一) 検疫についての運用指針は、厚生労働大臣が別途定める。(「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」参照。)
- (二) 海外発生源の状況に応じた感染症危険情報を適宜発出するとともに、海外発生源の在外邦人に対する支援を行う。
- 八. 必要に応じ、次の措置を講ずる。
- (一) 食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者の適切な行動を呼びかける。
- (二) 社会混乱に乗じた各種犯罪の取締り等治安の維持に当たる。

出所：政府新型インフルエンザ対策本部

なお、これに先立つ5月16日に新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会では、「国内発生早期」になったことが報告され、感染の疑いがあれば発熱相談センターや発熱外来の利用を促し、軽症・重症を問わず、措置入院させることが確認された。

行動計画と修正された基本的対処方針との違いでは、H1N1インフルエンザの感染力は強いが致死率はそれほど高くないことが判明したことで、事業者に対して業務自粛を要請しな

い決定がなされたことが大きな変更点である。ウイルスの脅威が判明しておらず、国内患者が発生したばかりの5月には不特定多数の人々が集まるイベント開催が自粛された経緯がある。しかしながら、感染がすなわち重篤な健康被害をもたらすわけではなく、通常の季節性インフルエンザと同様の予防策が有効であるとの見方からこのような決定がなされたと考えられる。

### 時系列で見た対応

「付録A. 日本におけるH1N1インフルエンザ対応」には、主に厚生労働省通知による対応を時系列で列挙した。特に筆者が太枠下線で強調した箇所は、フェーズの変更に伴う施策の転換点を示すものである。

世界保健機関がメキシコ及び米国での豚インフルエンザの発生を検知したのが2009年4月24日であり、マーガレット・チャン(Margaret Chan)事務局長が警戒声明を発したのがその翌日のことであった。厚生労働省は4月26日都道府県・政令市・特別区に対して、この発生例について通知を行っており、世界保健機関がフェーズを断続的に引き上げていくに連れて、4月29日には政府に内閣総理大臣を本部長として全閣僚がメンバーとなる新型インフルエンザ対策本部を設置した。

5月10日は海外渡航者に対する検疫から感染者及び感染が疑われる濃厚接触者が判明し、隔離停留措置がとられ始めた。そして、ほぼ同時期に海外渡航歴が無く感染経路も判然としない感染例が関西地方で報告され、検疫停留措置は継続しつつも国内での感染者把握と予防を徹底する通知が出されている。

5月16日は新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会が「国内発生早期のフェーズ」入りを報告したことで、感染の確定診断は各地方に任せられることとなった。その後の「基本的対処方針」によって事業者に対する業務自粛を行わない決定がなされた。

6月26日に世界保健機関がフェーズ6に引き上げたことを受けて、国内においても積極的疫学調査の対象を全数調査から集団発生(クラスター)調査へと切り替えることが通知された。これは感染拡大に伴って全数把握を実施するには医療従事者への負担が重すぎることを鑑みて、封じ込めから集団発生の予防へと転換したことを意味している。そのため、感染者が発生した公的施設や学校教育機関における臨時休業を適切に実施し、集団発生を一定限度で抑える体制へと切り替えられた。また、全国的な感染の拡大を受けて、患者や濃厚接触者が活動した地域の公表は自治体が報告した場合の毎週定時公表へと切り替えられた。

8月28日には都道府県・保健所設置市・特別区に対して「新型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について」が通知され、8月21日時点でH1N1インフルエンザの定点当たり報告数が1.69となったことで急速に流行が増加することへの懸念が示され、今後の流行シナリオについても通知がなされている。流行シナリオでは、流行期間を通じて国民の20~30%程度が感染することが予想され、入院率が1.5%、重症化率が0.15%

と試算されている。なお、過去 5 年間の季節性インフルエンザの流行状況を考慮すると、流行期間は約 17 週間、定点当たり報告数が 1 を超えてから約 8 週間で流行のピークを迎えると考えられている。

10 月中旬にはワクチンが出荷される段階となり、医療従事者や妊婦など優先接種者の順位が明確に通知された。国内発生から 5 か月でワクチン供給にこぎ着けることができたことはウイルスの脅威はともかくも賞賛されるべき短期間での開発製造だったと言えよう。

## イギリスの対応

### 事前即応計画

イギリスにおける新型インフルエンザ対策は、2007 年に「新型インフルエンザ：インフルエンザ大流行に即応する国家体制 (Pandemic Flu: A national framework for responding to an influenza pandemic)」としてまとめられて公表されている。その内容は多岐にわたっており、特に被害予測と即応計画の目的について次に紹介する。

「新型インフルエンザ大流行が起これば、何百万もの人々が世界中で罹患し、一定割合はインフルエンザそのものあるいは肺炎などの合併症によって死亡するだろう。新型インフルエンザウイルスの毒性、感染力、そして対抗手段の有効性にも依存するのだが、大流行終息までにイギリス国内では人口の半分程度まで罹患し、5~75 万人の死亡者が（大流行が無かった時期の死亡者に加えて）増えると想定される。」<sup>1)</sup>

「インフルエンザに関連して労働者の 25%が欠勤した場合を想定すると、GDP を 3~7 兆ポンド減らすような経済損失が考えられる。出生率の高低や試算に用いられるのが所得なのか総生産なのかにもよるが、若年層で死亡者が増えることにより、さらに 1~7 兆ポンド減らすような影響があり得る。長期的には GDP を 0.75%程度押し下げる。」<sup>2)</sup>

このように死亡予測と経済損失の被害予測がまとめられており、非常に深刻な影響が想定されている。世界各国の新型インフルエンザ対策の基礎資料となっているのはスペイン風邪、アジア風邪そして香港風邪といった過去の新型インフルエンザの事例であり、多数の死亡者を出した教訓を生かそうという想定である。

「コミュニケーションと公共の約束：目標とその方法」<sup>3)</sup> においては次のような内容が記述されている。

- 市民にインフルエンザに対する理解と注意を促し、衛生的に良い行動や予防手段を勧める
- 想定しうる新型あるいは再登場するインフルエンザウイルスの危機に対する国家体制を備え、そのようなウイルスを探知し拡大を防止するよう活動していることを知らしめる
- 国家的即応と事業継続手段について公的支援を実現する

- 不確実性、大流行による影響を減らすために政府・NHS・その他の組織・個人ができること、そしていくつかの制約について知らしめる
- 包括的かつ透明なやり方で大流行に対する選択肢、限界点、そして制約などを議論することを奨励する
- 即応フェーズにおいて人々を協力者として動員する
- 即応段階および復旧段階のいずれにおいても、正確かつタイムリーで一貫性があり信頼できる助言と情報を（到達しにくい集団を含む）一般大衆、専門家、企業人に伝える
- 海外からの旅行者と海外滞在のイギリス市民、そしてイギリス国内の外国籍住民と訪問者に対して、助言と情報を提供する
- 新型コロナウイルスの実際の特性と影響が明らかにされるとき、即応する戦略と戦術について特定の助言を行う
- 如何に診断するか、医療サービス、そして感染の疑いがある患者が利用すべき支援サービスについて多言語で情報提供を行う。
- できる限り通常のそして重要な活動の継続を奨励する
- 法の支配と民主的な手続きを支持する
- 個人個人の責任と社会的責任を自覚してもらう
- すべての集団のすべてのニーズを記述する

なお、イギリスの事前即応計画には国際協調についても触れられており、世界保健機関はもちろんであるが、EUにおける感染症対策の専門調査研究機関である欧州疾病予防管理センター（ECDC: European Centre for Disease Prevention and Control）と連携している。近隣諸国との協調的な対策が新型インフルエンザ対策として重要な要素と考えられているためである。

事前即応計画の中では、各産業における対応に関する記述<sup>4)</sup>がある。新型インフルエンザ対策によって社会・経済活動に対して具体的にどのような制約があり得るかを示唆している。

- 電話・通信事業...平時にまして事業継続が強く求められる。緊急通報のインフラとして重要であるにとどまらず、在宅勤務を余儀なくされた場合にも不可欠のサービスである。
- エネルギー事業...電気・ガスや燃料の供給については平時と同様の水準が期待される。
- 金融...監督官庁や中央銀行は企業の事業継続に必要な措置を講じる
- 食品およびその流通...感染ピーク時には従業員の欠勤などによる小売店の休業や選択肢の減少がありうる。
- 公共交通機関...ダイヤの変更など交通の乱れが生じる可能性がある。政府は感染防止を目的とした交通機関の閉鎖は検討していないが、従業員の欠勤などによる影響は生

じるだろう。

- 上下水道...ほとんどの運用は自動化されているため大きな影響は生じない。
- 緊急通報システム...平時と同様の水準で運用される見込みであるが、職員の多くが不在となった場合の影響までは否定できない。
- 警察・司法サービス...影響を最小限にするための行動計画を策定しており、平時と同様に機能する。
- 現金給付...子ども手当、失業手当、年金といった現金給付は従来通り継続して提供される。
- 地方自治体...住民ともっとも身近に接する地方自治体には、保健衛生、事業継続のための支援が期待される。
- 公安...即応計画は法の支配に則って策定されているが、社会不安の増大や騒乱が発生する場合にはさらなる制圧措置について検討する可能性もある。

医療関係者への事前即応計画の実施要領としてまとめられたのが「新型インフルエンザ：(Pandemic Flu: Management of Demand and Capacity in Healthcare Organisations)」である。この最終版がとりまとめられたのは2009年4月末であり、偶然にもH1N1インフルエンザが登場した時期と重なった。実施要領では2つのシナリオ<sup>5)</sup>が示されていた。一つは突如として未知のインフルエンザウイルスが猛威をふるうビッグバン型であり、もう一つは感染者が着実に増加していく上げ潮型である。結果的にみれば、H1N1インフルエンザの感染拡大は上げ潮型の経過をたどったと言えよう。ビッグバン型の感染拡大に比べれば、政策決定者にはいくつもの選択肢が存在した。

医療関係者に求められているのは、優先順位付けを明確に実施し、利用可能な医療資源を最大限振り向ける努力である。ビッグバン型であればトリアージと呼ばれる助かる見込みがある患者を優先するような治療体制が求められるし、上げ潮型であっても新型インフルエンザ患者の増加に応じて、不要不急の入院患者にはベッドを空けてもらい、緊急を要する患者以外は外来受付を中止するといった対応が求められる。

### H1N1 インフルエンザへの対応

イギリスにおける新型インフルエンザの事前即応計画では、事業者に対する業務自粛は定められておらず、結果的に感染した従業員が欠勤したことによる影響を懸念するものであった。その意味では、通常通り社会機能や経済活動が保持されたという意味で、計画通りの対応であった。

時系列的に見ると、4月27日にはイギリス国内で2つの発症例が報告されており、世界保健機関のフェーズ引き上げと同時に国内感染防止の体制を強化していった。4月30日には一般市民向けに事前準備されていたパンフレットを配布し始め、市民ひとり一人の感染予防へ

の参加を呼びかけるキャンペーンを行った。

6月11日には所管大臣に対して政策選択肢の評価書が届けられ、法的な修正を伴って医療サービス・薬品提供体制を柔軟にすることが盛り込まれた。世界保健機関のフェーズ6への引き上げに伴って、封じ込めではなく患者の治療を優先するよう方針の切り替えが行われた。

事前即応計画からの事実上の修正と呼べるのは、医療体制の部分である。フェーズ6に引き上げられたことによって新型インフルエンザのみに絞った治療体制を組み、緊急を要さない疾病については優先順位を下げるのが事前即応計画に記されていたが、特にそのような変更は指示されなかった。これはウイルスの脅威が重篤な健康被害をもたらすわけではないことが判明したことで、他の疾病に優先する必然性が無かったことによる。

イギリスの事前即応計画の中核は「国家新型インフルエンザサービス」である。これはインターネットや電話による注文によって、抗インフルエンザウイルス薬を入手できるサービスである。通常であれば医師の診断を経て処方されるべき抗インフルエンザウイルス薬であるが、かかりつけ医（GP）制度のあるイギリスの医療供給体制においては、症状の進行と医療サービス・薬品の提供が間に合わない恐れがあり、簡易にアクセスできる別ルートでの供給を企図したものであった。

「国家新型インフルエンザサービス」は7月26日に全市民を対象に開始された。これにより感染の疑いがある者は、インターネットや電話による問診票に回答するだけで診断され、抗インフルエンザウイルス薬が入手可能になった。

ワクチン供給に関しては、10月21日から優先接種者を対象に接種が始まった。これは他の先進国とほぼ同時期となっている。

## 両国比較による相違

### 世界保健機関による警報フェーズ引き上げ

世界保健機関によるインフルエンザ警報フェーズは世界中の人々に注意喚起するために存在している。従来、鳥インフルエンザ変異型への警戒からフェーズ3に維持されてきた警報は、H1N1インフルエンザの登場によって段階的にフェーズ6まで引き上げられた。

図表 2 世界保健機関インフルエンザ警報フェーズ

パンデミック間期：動物間に新しい亜型ウイルスが存在するがヒトへの感染はない		
フェーズ 1	ヒト感染のリスクは低い	
フェーズ 2	ヒト感染のリスクはより高い	
パンデミックアラート期：新しい亜型ウイルスによるヒト感染発生		
フェーズ 3	ヒト-ヒト感染は無い、または極めて限定されている	
フェーズ 4	ヒト-ヒト感染が増加していることの証拠がある	2009/4/27
フェーズ 5	かなりの数のヒト-ヒト感染があることの証拠がある	2009/4/29
パンデミック期		
フェーズ 6	効率よく持続したヒト-ヒト感染が確立	2009/6/11
ポストピーク期：ピーク時に比較すると感染が少なくなる		
ポストパンデミック期：季節性インフルエンザと同等レベルまで落ち着く		

世界保健機関

イギリスの警戒フェーズは世界保健機関のそれに準じており、フェーズ 6 に入ると国内警戒水準（UK Alert Level）が 4 段階で示される。

1. イギリス国外でのみウイルスや症例がある
2. イギリス国内でウイルスが発見される
3. イギリス国内での感染確認
4. イギリス国内での大流行

医療従事者向けの実施要領では 1957 年のアジア風邪、1968 年の香港風邪の事例から、海外で発生した新型インフルエンザがイギリス国内に上陸して 1000 人程度の患者が発生するまでに 2~4 週間、そして国内警戒水準が 1 から 4 に達するまでにさらに 20 週間程度であったことを紹介している。

日本での警戒フェーズは行動計画の各段階と称され、世界保健機関の警戒フェーズと平行した 5 段階の設定となっており、第 3 段階においては各都道府県が感染拡大期・まん延期・回復期を判断することとしている。各段階での引き上げは世界保健機関の動向を横目に見ながら、政府の新型インフルエンザ対策本部が独自に決定することとしている。

図表3 行動計画（日本）における各段階

発生段階		状態
前段階（未発生期）		新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階（海外発生期）		海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階（国内発生早期）		国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
（各都道府県の判断）	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階（小康期）		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議「新型インフルエンザ対策行動計画」

両国の医療制度の違いが、事前即応計画とその修正に違いを生じていたと見る事ができる。日本の場合には医療機関へのフリーアクセスが保障されており、事前相談無しに医療機関を受診することができる。一方でイギリスでは登録済のかかりつけ医に予約をとってからでなければ受診できない。「国家新型インフルエンザサービス」をイギリスが中核に置くのは、普段の制約を解除する意味合いが大きい。ただし、その場合に耐性ウイルスが発生した場合に医師の経過観察無しに対応できるのかといった懸念がある。

#### 次期新型インフルエンザへの備え

「多くの国で抗インフルエンザ薬の備蓄が新型インフルエンザ対策の一部として行われている。2009年7月には各国でタミフル耐性 H1N1 ウイルスが発見されており、この耐性獲得が未知のウイルスでも起こるとすればタミフル備蓄の意義は将来的に失われるかもしれない。」<sup>6)</sup> との世界保健機関の議論は、これまでの新型インフルエンザ対策の練り直しの必要性を示唆している。

政策決定者が考慮しなければならないのは、達成すべき目標とその過程における費用と効果のバランスである。未知の新型インフルエンザが発生したときに感染者・発症者を最小限に押さえ込もうとしたとき、どんな費用をかけても良いのであれば緊急事態を宣言して国民全員に自宅待機を求めることも選択肢の一つである。しかしながら現行法制の下で強制力を持って自宅待機をさせることは不可能であり、要請に従わない国民がいたとしても押しとど

めることは困難である。実際に要請を無視した国民が街中に出ることは避けられず、結果的に法秩序に対する不信感を持たせる結果につながるだろう。さらには国民全員に自宅待機を求めることは経済活動を大規模に停止することになり、その損失はとうてい甘受できるものではない。

公衆衛生的な目標としては、早期に新型インフルエンザの致死率や感染力を把握し、局所的な感染拡大の時期に押さえ込めるようにワクチン開発を急ぐことが挙げられる。事前計画でも予想されていたことではあるが、H1N1 ウイルスのワクチン開発は第一次優先接種者となる医療従事者に対する出荷時点でも6ヶ月を要しており、優先接種者をのぞく一般向けの供給は早くても9ヶ月を要することが判明している。ワクチンの供給時期は生産設備に依存するため早めることは難しい。このときに注意すべきなのは、ワクチン供給がすべての感染ピークを過ぎた後では遅く、全国的に蔓延する直前までに供給されなければ感染防止の意義を達成できないことである。つまり新型インフルエンザが認知されてから6ヶ月後あるいは9ヶ月後まで感染のピークを遅らせるような対策が求められている。タミフルなど抗インフルエンザ薬の備蓄は医療従事者や基礎疾患のあるハイリスクグループへの予防投与によってワクチンが開発されるまで待つ方針に基づいていたが、タミフル耐性ウイルスの早期出現は目論見を打ち砕いたかに思われる。それに代わる対策は感染者の隔離であったり、感染機会の減少を狙った学級閉鎖・学校閉鎖の措置であったりする。

経済活動に対する影響を最小限に抑えることも達成すべき政策目標の一つとして重視される。H1N1 インフルエンザの日本における初期対応では、空港での検疫によって発症者と濃厚接触者を隔離する水際作戦が実施され、該当者は1週間の停留措置がとられた。人数が限定されたことによって個別の経済活動には大きな影響を与えた一方で、全体としての経済活動への影響は軽微にとどまった。その後、関西地方で海外渡航歴のない発症者が相次いで見つかり、感染機会を減らす目的で地域全体の学校閉鎖や保育所休業措置がとられた。ここで問題化したのは、児童生徒を養育する両親あるいは保育所を利用する両親が子どもの面倒をみるために勤務を休まなくてはならない状況が生じたことである。また、濃厚接触者である発症者の家族に対して出勤自粛を求めるような企業側の対応もみられた。局所的とはいえ、経済活動が停滞したことによる損失が発生している。患者の全数把握から集団発生（クラスター）の把握に疫学調査を方針転換したことは、経済的損失と健康被害とのバランスを考慮した、より現実的な対応への修正と見なすことができる。

本稿では日本とイギリスにおける事例を比較したわけであるが、国土や行政体制あるいは経済水準の違いによっても対応は各国で異なってくる。メキシコや米国での流行に関してはアメリカ疾病予防管理センター（CDC: Centers for Disease Control and Prevention）の働きや世界保健機関への貢献は大きなものであった。H1N1 インフルエンザウイルスの毒性が低かったからこそ世界的な大流行が発生しても健康被害や経済的損失は抑えられた面がある。疫学調査によってウイルスの脅威を正確に判定できた後、国内発生早期のフェーズにおいて

事業者に対して業務自粛を要請したり、公共施設や学校教育機関における臨時休業を要請する意志決定が迅速に行うことができる、経済活動への影響評価モデルが必要とされているだろう。その際には、抗インフルエンザウイルス薬耐性ウイルスの発生も考慮に入れる必要があり、ワクチン開発までの期間をどれだけ確保できるかが重要なポイントとなってくる。今後、条件の異なるより多くの国の即応計画とその修正状況について比較検討し、次期新型インフルエンザへの備えをより確かなものとするよう貢献したい。

#### 参考文献

- [1] Cabinet Office, Pandemic Flu: A national framework for responding to an influenza pandemic, 2007
- [2] Department of Health, Pandemic Flu: Management of Demand and Capacity in Healthcare Organisations, 2009
- [3] 岡田晴恵 『新型インフルエンザ 恐怖のXデー』 PHP 研究所、2008 年
- [4] Ryan, J.R. (eds.), Pandemic Influenza, CRC Press, 2009
- [5] 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議「新型インフルエンザ対策行動計画」2009 年
- [6] 新型インフルエンザ対策本部「基本的対処方針」2009 年
- [7] Spasoff, R.A., (1999) Epidemiologic Methods for Health Policy, Oxford University Press
- [8] WHO “Mathematical modeling of the pandemic H1N1 2009 “, Weekly epidemiological record, No. 34, 21 August 2009

#### 注

- 1) Cabinet Office (2007) p.21
- 2) Cabinet Office (2007) p.21-22
- 3) Cabinet Office (2007) p.115
- 4) Cabinet Office (2007) p.87-92
- 5) Department of Health (2009) p.17
- 6) WHO (August 2009)

付録 A. 日本における H1N1 インフルエンザ対応(主に厚生労働省通知)

日付	通知タイトル	内容	対象
2009/4/26	ブタインフルエンザに対する対応について	メキシコ・米国での発生例周知	都道府県、政令市、特別区
2009/4/29	新型インフルエンザに係る対応について(平成 21 年 4 月 28 日健感発 0428003 号厚生労働省健康局長通知)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症と位置づけ、内閣総理大臣を本部長とした新型インフルエンザ対策本部を設置	都道府県、政令市、特別区
2009/4/29	<u>新型インフルエンザ(豚インフルエンザ H1N1)に係る症例定義及び届け出様式について(平成 21 年 4 月 29 日健感発第 0429001 号厚生労働省結核感染症課長通知)</u>	<u>新型インフルエンザの定義、届け出基準、様式通知</u>	<u>都道府県、政令市、特別区</u>
2009/4/30	新型インフルエンザ国内発生に備えた、医療機関等における医療体制の整備について(平成 21 年 4 月 29 日厚生労働省指導課長事務連絡)	発熱外来設置等の医療体制の整備について	都道府県、政令市、特別区
2009/5/1	新型インフルエンザの国内発生に伴う発熱外来の設置のために診療所を開設する場合の保険医療機関の指定に関する取扱いについて(平成 21 年 5 月 1 日保医発第 0430002 号厚生労働省医療課長通知)	発熱外来診療所は例外的に開設日に遡及して保険適用を認める通知	地方厚生(支)局
2009/5/1	新型インフルエンザに係る積極的疫学調査の実施等について(平成 21 年 5 月 1 日厚生労働省結核感染症課長事務連絡)		都道府県、政令市、特別区
2009/5/1	新型インフルエンザ感染拡大防止のための養成施設における対応について	臨時休業の可能性について事前通知	地方厚生(支)局
2009/5/2	新型インフルエンザの海外発生に伴う医薬品、医療機器の安定供給に関する通知について	抗インフルエンザ薬の備蓄状況および発注納品について	医療関係団体
2009/5/3	新型インフルエンザの診療等に関する情報(抗インフルエンザ薬の予防投与の考え方等)について	予防投与の対象者として医療従事者、曝露者を指定	都道府県、政令市、特別区
2009/5/6	本日付産経新聞の記事について	届け出は直ちにもれなく行わなければならないもので、自治体の独自判断により届け出ないことは法律に違反するという見解	都道府県、政令市、特別区
2009/5/6	国内未発生期における発熱外来を置かない医療機関への発熱患者の受診について(事務連絡)	発熱相談センターへの誘導を優先する通知	都道府県、政令市、特別区
2009/5/9	新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の改定について(平成 21 年 5 月 9 日健感発第 0509001 号厚生労働省結核感染症課長通知)		都道府県、政令市、特別区
2009/5/9	新型インフルエンザ疑似症患者の取り扱いについて(事務連絡)		都道府県、政令市、特別区
2009/5/10	<u>新型インフルエンザ患者の発生に係る対応について(事務連絡)</u>	<u>健感発第 0513001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知</u>	<u>都道府県、政令市、特別区</u>
2009/5/13	新型インフルエンザの症例定義等の改定に関わる問合せについて	健感発第 0513002 号厚生労働省結核感染症課長通知)	都道府県、政令市、特別区

日付	通知タイトル	内容	対象
2009/5/14	新型インフルエンザの診断検査のための検体送付における技術的情報について	国立感染症研究所への検体送付方法指示	都道府県、保健所設置市
2009/5/14	<u>検疫法に基づく停留の期間に関する考え方について</u>	<u>当該飛行機等到着時刻から算定し168時間（7日間）を停留期間とする通知</u>	検疫所長
2009/5/14	新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について（平成21年5月13日）		都道府県、保健所設置市、特別区
2009/5/14	新型インフルエンザ対策における都道府県等による健康監視について（平成21年5月13日）	メキシコ、アメリカ（本土）及びカナダからの入国者を対象明示	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/5/14	新型インフルエンザ対策における都道府県等による健康監視等について（事務連絡）		都道府県、保健所設置市、特別区
2009/5/16	新型インフルエンザのサーベイランスの強化について	事例報告の徹底通知	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/5/16	新型インフルエンザ感染拡大防止のための養成施設における対応について【厚生局宛】		地方厚生（支）局
2009/5/16	新型インフルエンザ感染拡大防止のための養成施設における対応について【都道府県宛】		都道府県
2009/5/16	新型インフルエンザ対策に伴う保育サービスの留意点について	臨時休業の可能性と休業した従業員への配慮要請	都道府県、指定都市、中核市
2009/5/16	従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務についての配慮について	臨時休業の可能性と休業した従業員への配慮要請	経済団体
2009/5/16	新型インフルエンザ対策に伴う保育サービスの留意点について（第2報）		都道府県、指定都市、中核市
2009/5/16	新型インフルエンザ感染事例の発生に伴う母子保健事業等の実施に係る留意点について		都道府県、指定都市、中核市
2009/5/16	新型インフルエンザに対する認定子ども園の対応について		都道府県
2009/5/16	新型インフルエンザ患者の確定診断について（事務連絡）	第4例目から当該地域の確定診断は地方衛生研究所の検査結果を用いる	神戸市
2009/5/16	<u>新型インフルエンザの国内発生にかかる対応について（事務連絡）</u>	<u>新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会より「『基本的対処方針』の実施について」（別紙1）において、国内における感染の状況が第2段階（国内発生早期）となったとの報告</u>	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/5/16	新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について		都道府県、指定都市、中核市
2009/5/17	新型インフルエンザ患者の確定診断について（事務連絡）	国立感染症研究所に限っていた確定診断を当該地域での検査結果にも認める	大阪府、兵庫県

日付	通知タイトル	内容	対象
2009/5/17	新型インフルエンザ対策本部幹事会「確認事項」における感染拡大防止措置を図るための地域について（第3報）	患者や濃厚接触者が活動した地域等の明示	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/5/18	新型インフルエンザ感染事例の発生に伴う健康増進事業の実施に係る留意点について(注意喚起)		都道府県、保健所設置市、特別区
2009/5/18	新型インフルエンザ対策本部幹事会「確認事項」における感染拡大防止措置を図るための地域について（第4報）	患者や濃厚接触者が活動した地域等の明示	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/5/19	新型インフルエンザ患者の確定診断について(事務連絡)		都道府県、保健所設置市、特別区
2009/5/20	新型インフルエンザ対策本部幹事会「確認事項」における感染拡大防止措置を図るための地域について（第5報）	患者や濃厚接触者が活動した地域等の明示	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/5/20	新型インフルエンザの海外発生に伴う速乾性擦式手指消毒薬等の安定供給について		医薬流通団体
2009/5/20	検査結果公表の際の事前連絡の徹底について		都道府県、保健所設置市、特別区
2009/5/21	新型インフルエンザ感染事例の発生に伴う特定健診・特定保健指導等における対応について（注意喚起）		各健康保険
2009/5/21	新型インフルエンザ対策における事業者団体への配慮要請について	休業した従業員への配慮要請	都道府県、指定都市、中核市
2009/5/21	新型インフルエンザに係る積極的疫学調査の実施に関する報告様式について		都道府県、政令市、特別区
2009/5/21	新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について(追加)		都道府県、政令市、特別区
2009/5/21	新型インフルエンザに係る発熱外来の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて		地方厚生（支）局
2009/5/22	新型インフルエンザ対応における臨時休業解除等に当たっての留意点について		都道府県、指定都市、中核市
<u>2009/5/22</u>	<u>新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について</u>	<u>確定診断は地方衛生研究所の検査結果をもって行う通知</u>	<u>都道府県、政令市、特別区</u>
2009/5/22	新型インフルエンザ対策における都道府県等による健康監視について	まん延地域渡航者から患者の濃厚接触者のみを健康監視の対象者とする通知	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/5/22	新型インフルエンザの国内発生に係る血液製剤の安定供給確保について		都道府県、日本赤十字社
2009/5/23	新型インフルエンザに対する医療保険関係事業者の対応について	感染予防、事業継続を求める依頼	各健康保険
2009/5/23	重篤化しやすい基礎疾患を有する者等について	高リスクグループの例示	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/5/23	ファクシミリ等による抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんの取扱いについて	ファクシミリで送付される処方箋の診療報酬	地方厚生（支）局、各健康保険

日付	通知タイトル	内容	対象
2009/5/23	新型インフルエンザ患者の入院等の取扱いについて		都道府県、保健所設置市、特別区
2009/5/23	新型インフルエンザ感染者の増加に伴う医療機関における外来診療について		都道府県、保健所設置市、特別区
2009/5/23	「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について」の一部改定について	感染拡大防止地域か重症化対策重点地域かによる臨時休業指針	都道府県、指定都市、中核市
2009/5/23	インフルエンザ施設別発生状況に係る調査について	学校施設別の発生状況調査依頼	都道府県、政令市、特別区
2009/5/25	新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について（事務連絡）	疑いがあればPCR検査を求める通知と届け出様式の改定	都道府県、政令市、特別区
2009/5/26	医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針における厚生労働省への情報提供、相談等について（事務連絡）	感染拡大防止地域と宣言するか、重症化対策重点地域と宣言するかの相談手順	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/5/27	新型インフルエンザに関連する診療報酬の取扱いについて	ファクシミリで送付される処方箋の診療報酬	地方厚生（支）局、各健康保険
2009/5/28	新型インフルエンザの診療等に関する情報（抗インフルエンザ薬の予防投与の考え方等）に係るQ&Aについて	予防投与基準の明確化	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/5/28	新型インフルエンザにおける病原体サーベイランスについて	感染症サーベイランスシステム(NESID)入力依頼	都道府県、政令市、特別区
2009/5/28	新型インフルエンザの国内発生に伴うマスク等の安定供給について	マスクの安定供給要請	日本衛生材料工業連合会
2009/5/28	新型インフルエンザの国内発生に伴う対外診断用医薬品の安定供給について	検査キット安定供給要請	日本臨床検査薬協会
2009/5/28	退院に関する基準の考え方について	PCR検査を必ずしも退院要件としない通知	都道府県、政令市、特別区
2009/5/30	「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について（追加）」の一部改定について	事業継続方針の確認	都道府県、指定都市、中核市
2009/6/1	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針（平成21年5月22日）等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について	関西地方、東京都内の感染拡大防止地域・重症化防止重点地域の公表	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/6/2	医療機関における新型インフルエンザ感染対策について	院内感染防止策の徹底	都道府県、政令市、特別区
2009/6/2	抗インフルエンザウイルス薬の安定供給について	発生地域以外への安定供給依頼	日本医薬品卸業連合会
2009/6/2	「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の新型インフルエンザ対策への活用について	H21 第一次補正予算の活用検討依頼	都道府県、政令市、特別区
2009/6/3	新型インフルエンザ感染防止のための事業者の事業運営について（その2）【自治体宛・関係団体宛】	事業継続依頼	都道府県、政令市、特別区、各生活衛生同業組合連合会
2009/6/4	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針（平成21年5月22日）等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について	関西地方、首都圏の感染拡大防止地域・重症化防止重点地域の公表	都道府県、保健所設置市、特別区

日付	通知タイトル	内容	対象
2009/6/5	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について(更新)	堺市の地域非該当通知	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/6/5	新型インフルエンザの重症患者を感染症病床の定員を超過して入院させる場合等の取扱いについて	緊急増床の制限緩和通知	都道府県、政令市、特別区
2009/6/8	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について(更新 第2報)	新たな感染拡大防止地域・重症化防止重点地域の公表	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/6/9	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について(更新 第3報)	新たな感染拡大防止地域・重症化防止重点地域の公表	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/6/9	「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等の社会福祉施設等に係る新型インフルエンザ対策への活用について	H21 第一次補正予算の社会福祉施設における対策への活用検討依頼	都道府県、指定都市、中核市
2009/6/10	「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」等の新型インフルエンザ対策への活用における保育施設の取扱い等について	私立認可保育所が臨時休業した場合の運営費は通常通り(臨時交付金による地方単独事業として支援、但し地方負担増加分のみは不可)、徴収基準額は減額算定可	都道府県、指定都市、中核市
2009/6/10	新型インフルエンザ対策に伴う保育所運営費の取扱いについて	臨時休業した場合の運営費は通常通り、徴収基準額は減額算定可	都道府県、指定都市、中核市
2009/6/10	インフルエンザウイルスにかかる病原体サーベイランスの強化と調査について(依頼)	H21 第一次補正予算の病原体サーベイランスへの活用検討依頼	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/6/10	新型インフルエンザの早期探知等にかかるサーベイランスについて(依頼)	集団における続発(クラスターサーベイランス)強化の依頼	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/6/11	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について(更新 第4報)	新たな感染拡大防止地域・重症化防止重点地域の公表	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/6/12	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について(更新 第5報)	新たな非該当地域の公表	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/6/17	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について(更新 第6報)	新たな感染拡大防止地域・重症化防止重点地域および非該当地域の公表	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/6/19	新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【更新】	臨時休業した場合にも代替サービスの確保に努める要請	都道府県、指定都市、中核市
2009/6/25	「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」の改定について	基礎疾患を有する者の重症化防止、地域グループ分け廃止、患者の原則自宅療養、秋冬に向けて社会的混乱を最小限となる体制整備	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/6/25	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について(更新 第7報)	新たな非該当地域の公表	都道府県、保健所設置市、特別区

日付	通知タイトル	内容	対象
2009/6/26	新型インフルエンザの国内発生時における積極的疫学調査について	全数報告に代えて集団発生(クラスター)を報告するよう変更	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/6/26	新型インフルエンザにかかる今後のサーベイランス体制について	WHOのフェーズ6引き上げに伴うサーベイランス体制の改定	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/6/30	社会福祉施設等における新型インフルエンザに係るクラスター(集団発生)サーベイランスの協力について	集団発生(クラスター)を早期探知するよう協力依頼	都道府県、指定都市、中核市
2009/7/6	新型インフルエンザ対策本部基本的対処方針(平成21年5月22日)等における「患者や濃厚接触者が活動した地域等」について(更新 第8報)	新たな非該当地域の公表	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/7/9	平成21年6月19日の「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針(改定版)」及び平成21年6月25日事務連絡「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」の改定について」に係る医療の確保に関するQ&A		都道府県、保健所設置市、特別区
2009/7/10	政府において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の都道府県への放出手順について		都道府県、日本医薬品卸業連合会
2009/7/16	医療機関の職員における新型インフルエンザ感染対策の徹底について		都道府県、政令市、特別区
2009/7/22	新型インフルエンザ(A/H1N1)の国内発生時における積極的疫学調査実施要綱の改定について		都道府県、保健所設置市、特別区
2009/7/22	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令について(施行通知)	集団発生の疑いについて医師の届出義務	都道府県、政令市、特別区
2009/7/22	新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る症例定義及び届出様式等について		都道府県、政令市、特別区
2009/7/22	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う運用の変更について(Q&A等)	集団発生の疑いについて医師の届出義務	都道府県、政令市、特別区
2009/7/24	新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について	新型インフルエンザ用の暫定サーベイランスシステムiNESIDの運用通知	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/7/24	「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の公表について	自治体報告に基づく毎週定時の公表に切り替える通知	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/7/27	社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター(集団発生)サーベイランスへの協力について		都道府県、指定都市、中核市
2009/8/7	喘息等の基礎疾患を有する者等の旅行等での留意点について		都道府県、保健所設置市、特別区
2009/8/19	社会福祉施設等の臨時休業の状況報告の協力について(依頼)		都道府県、指定都市、中核市

日付	通知タイトル	内容	対象
2009/8/21	新型インフルエンザに関する対応について	死亡例報告と同時に本格的流行への警戒	都道府県、政令市、特別区、各特例民法法人
2009/8/21	インフルエンザ流行状況について	死亡例報告と同時に本格的流行への警戒	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/8/21	新型インフルエンザ（A/H1N1）に関する学校・保育施設等の関係者との連携の強化について（依頼）		都道府県、保健所設置市、特別区
<u>2009/8/25</u>	<u>新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について</u>	<u>医師による感染例・死亡例の届出不要と集団発生把握の徹底</u>	<u>都道府県、保健所設置市、特別区</u>
2009/8/25	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う運用の変更について（Q&A等）		都道府県、政令市、特別区
2009/8/25	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令について（施行通知）	医師による感染例・死亡例の届出不要と集団発生把握の徹底	都道府県、政令市、特別区
2009/8/26	社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について		都道府県、指定都市、中核市
2009/8/27	保健衛生施設等施設・設備整備費補助金の改正（予定）について		都道府県
2009/8/28	新型インフルエンザ国内蔓延時における血液製剤の安定供給確保に向けた対応について		都道府県、日本赤十字社
2009/8/28	インフルエンザ脳症に係る注意喚起について（依頼）		都道府県、保健所設置市、特別区
<u>2009/8/28</u>	<u>新型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について</u>	<u>発症率、入院率、重症化率の3つの変数による流行シナリオに基づく医療提供体制の確認</u>	<u>都道府県、保健所設置市、特別区</u>
2009/9/1	医療機関における新型インフルエンザ院内感染対策等の徹底について		都道府県
2009/9/4	新型インフルエンザの流行入りに伴うマスク等の安定供給について		日本衛生材料工業連合会、全国マスク工業会
2009/9/4	衛生環境激変対策特別融資について		都道府県、全国生活衛生同業組合連合会、全国生活衛生営業指導センター
2009/9/7	抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等について		都道府県、医療関係団体、日本医薬品卸業連合会
2009/9/7	新型インフルエンザの流行を受けた医薬品、医療機器等の安定供給について		都道府県、医薬流通団体
2009/9/8	新型インフルエンザの流行入りに伴う体外診断用医薬品の安定供給について		日本臨床検査薬協会

日付	通知タイトル	内容	対象
2009/9/8	新型インフルエンザの流行入りに伴う速乾性擦式手指消毒薬等の安定供給について		局方薬品協議会、日本 OTC 医薬品協会
2009/9/11	インフルエンザ迅速キットの生産計画について		明示無し
2009/9/11	通常流通用インフルエンザウイルス薬の供給状況について		明示無し
2009/9/11	新型インフルエンザに係る医療体制に関する調査結果について	8月28日付け医療提供体制の調査集計結果	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/9/14	新型インフルエンザの流行に伴う診療報酬上の臨時的な取扱いについて	新型インフルエンザ患者の入院数は診療報酬上不利には扱わない通知	地方厚生(支)局、各健康保険
2009/9/15	新型インフルエンザの診断と治療について	新型インフルエンザの診断に簡易迅速検査やPCR検査は必須ではないことの通知	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/9/15	新型インフルエンザに係る保険医療機関の時間外診療等について		地方厚生(支)局、各健康保険
2009/9/17	社会福祉施設等における新型インフルエンザの集団発生について(情報提供)		都道府県、指定都市、中核市
2009/9/18	ウイルスサーベイランスにおける新型インフルエンザ薬剤感受性サーベイランス及びウイルス同定用抗血清キットの送付等について	タミフル耐性ウイルスの確認と警戒通知	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/9/18	「国内における新型インフルエンザ症例集」について(情報提供)		都道府県、保健所設置市、特別区
2009/9/24	学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する基本的考え方について	9月11日付けWHO提案の学校における新型インフルエンザ対策の通知	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/9/25	新型インフルエンザに係る医療体制に関する調査結果(暫定版)について	8月28日付け医療提供体制の調査集計結果	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/9/30	政府において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬(タミフル及びビレンザ)の都道府県への放出手順について(再周知)		都道府県
2009/10/2	ファクシミリ等による処方せんの送付及びその応需等に関するQ&Aについて		都道府県、保健所設置市、特別区
2009/10/8	新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る今後のサーベイランス体制について(改訂版)		都道府県、保健所設置市、特別区
2009/10/9	新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの妊婦への接種について		日本産婦人科医学会
2009/10/9	通常流通用抗インフルエンザウイルス薬の供給状況について		明示無し
2009/10/13	新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱の策定について	優先接種対象者の明示	都道府県、政令市、特別区
2009/10/13	受託医療機関における新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種実施要領の策定について	優先接種対象者の明示	都道府県、政令市、特別区

日付	通知タイトル	内容	対象
2009/10/13	新型インフルエンザへの対応のための外来開設に係る医療法上の取扱いに関する Q&A について		都道府県、保健所設置市、特別区
2009/10/13	社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター（集団発生）サーベイランスへの協力について	集団発生を 10 名以上と定義	都道府県、指定都市、中核市
2009/10/13	新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について（再更新）		都道府県、指定都市、中核市
2009/10/14	新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの流通について		都道府県
2009/10/14	新型インフルエンザワクチン（A/H1N1）ワクチンの購入価格等について	国が販売価格を指定する通知	都道府県
2009/10/15	新型インフルエンザ A（H1N1）ワクチンの初出荷等のお知らせについて	出荷開始と配分量について通知	都道府県
2009/10/16	新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの第 2 回出荷等のお知らせについて		都道府県
2009/10/16	新型インフルエンザによる外来患者の急速な増加に対する医療体制の確保について	解熱後 2 日経過により治癒証明を必要としないこと、非感染証明を求める検査に意義がないことの周知	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/10/19	新型インフルエンザワクチンに関する使用上の注意等の改訂について	混合接種の禁止、接種間隔保持の通知	都道府県、保健所設置市、特別区
2009/10/19	新型インフルエンザワクチン接種に係る副反応報告について	ワクチン接種に伴う副反応報告徹底	都道府県、保健所設置市、特別区

## 付録B. イギリスにおける H1N1 インフルエンザ対応(主に保健省通知)

日付	通知タイトル	内容	対象
2009/4/27	Statement on Swine Flu/AH1N1	H1N1 インフルエンザの流行が起きていることへの注意喚起	一般向け
2009/4/27	<u>Mexican swine flu</u>	イギリス国内で 2 つの症例報告	一般向け
2009/4/28	Department of Health statement	発症チェッカーを用意したので該当者はかかりつけ医か NHS へ連絡を促す	一般向け
2009/4/30	<u>IMPORTANT INFORMATION ABOUT SWINE FLU</u>	新型インフルエンザ予防のリーフレット	一般向け
2009/4/30	<u>IMPORTANT INFORMATION ABOUT SWINE FLU easy read</u>	新型インフルエンザ予防のリーフレット (メッセージ & イラスト)	一般向け
2009/5/8	First step towards Swine Flu vaccine prototype achieved	ワクチン開発状況の報告	一般向け
2009/5/15	Agreements secured for pre-pandemic vaccine for the UK	ワクチン製造メーカーとの契約が成立してワクチンを確保できる見通しの報告	一般向け
2009/6/11	<u>Impact Assessment of maintaining access to medicines in the event of a pandemic</u>	政策選択肢の評価報告書 選択肢 1 何もしない 選択肢 2a 医療法規制を改正して国家对新型インフルエンザサービスを通じて医療を提供できるようにする 選択肢 2b 新型インフルエンザ流行期のみ限定した医療法規制の修正を行い、医療供給を柔軟にする 選択肢 3 医療の供給に関するすべての法規制を解除する 選択肢 4 選択肢 3 と併せて一次医療組織へのガイドラインを示す 選択肢 5 選択肢 3 と併せて NHS 契約者サービスの事業継続を図る 選択肢 6 地域看護師にも予防投与を認める法規制の修正を行う	所管大臣
2009/6/11	<u>World Health Organisation (WHO) has announced a move to pandemic phase 6</u>	WHO がフェーズ 6 に引き上げたことを周知。	一般向け
2009/6/26	<u>H1N1 SWINE FLU VACCINATION PROGRAMME</u>	ワクチン管理の徹底と優先接種者の指定通知	ワクチン担当者
2009/7/2	NHS 通知	WHO がフェーズ 6 に引き上げたことを受けて、封じ込めから患者の治療に方針を転換するよう指示する。新型インフルエンザワクチンはイギリス政府が全量買い上げにより確保し、優先接種者には 8 月中にも提供できる見込み。	医療関係者
2009/7/2	<u>SWINE FLU: FROM CONTAINMENT TO TREATMENT</u>	新型インフルエンザの流行状況および新しいフェーズに入ったことの説明資料。医療機関以外のルートから抗インフルエンザ薬を入手できる国家对新型インフルエンザサービス (NATIONAL PANDEMIC FLU LINE) が準備されていることの周知。	一般向け

2009/7/2	Swine Flu Pandemic: From Containment To Treatment - Guidance to the NHS	新たな方針についてのガイドライン説明資料	医療関係者
2009/7/2	NEW H1N1 INFLUENZA: CURRENT SITUATION AND NEXT STEPS	新型インフルエンザの流行状況および新しいフェーズに入ったことの説明に加えて、医師の協力を求める書簡	医師
2009/7/2	SWINE FLU: FROM CONTAINMENT TO TREATMENT SCIENTIFIC ISSUES	新型インフルエンザに関する科学的知見の説明資料	一般向け
2009/7/19	Launch of the National Pandemic Flu Service	国家对新型インフルエンザサービス準備完了の周知。対象者は Web サイトまたは電話で連絡し、指示された抗インフルエンザ薬入手場所で本人とその接触者は治療薬を入手できる。	一般向け
<u>2009/7/26</u>	<u>National Pandemic Flu Service goes online</u>	<u>国家对新型インフルエンザサービス運用開始の周知。</u>	<u>一般向け</u>
2009/9/10	Department of Health consults on pandemic flu contingency legislation for mental health	パンデミック期における緊急を要する患者の対象として精神保健疾患を加えたことの周知。	一般向け
2009/9/15	GP deal on swine flu vaccination	ワクチンをかかりつけ医でも接種できる取り決めが成立したことの周知。	一般向け
<u>2009/10/21</u>	<u>Swine flu vaccines start today</u>	<u>優先接種者を対象にワクチン接種が始まったことの周知。</u>	<u>一般向け</u>

※日付の空いている期間にも 7 月以降は週報として H1N1 インフルエンザ情報が公開されている。

(平成 21 年 11 月 12 日受付、平成 21 年 12 月 17 日再受付)